

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	3 0 . 6 . 2 5
宛 先	所 属 長	担 当 課	少 年 課

民法の一部を改正する法律による未成年者喫煙禁止法等の一部改正
について

1 趣旨

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。別添1）が本年6月20日公布され、平成34年4月1日から施行されることとなり、同法の附則により、未成年者喫煙禁止法等が一部改正されることから、これらの改正の内容及び留意事項について周知徹底を図るもの。

2 民法（明治29年法律第89号）の一部改正の主な内容（新旧対照表：別添2）

(1) 成年年齢の引下げ

公職選挙法の定める選挙権年齢が満20年以上から満18年以上に改められたことなどの社会経済情勢の変化に鑑みて、現在20歳とされている成年となる年齢を18歳に引き下げることとされた。

(2) 女性の婚姻開始年齢の引上げ

現在、男性が18歳、女性が16歳とされている婚姻開始年齢について、男女とも18歳にそろえることとされた。これに伴い、婚姻による成年擬制制度は廃止された。

3 未成年者喫煙禁止法等の改正内容（新旧対照表：別添3）

(1) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）の一部改正

未成年者喫煙禁止法が20歳未満の者による喫煙を禁止している趣旨は、民法の成年年齢の定めとはその趣旨を異にし、健康被害防止及び非行防止の2点にあることから、喫煙を禁止する年齢については、引き続き20歳未満とすることとした。

他方、今回の民法改正により、「未成年者」は18歳未満の者を指すことになり、未成年者喫煙禁止法の題名と規定内容との間に乖離が生ずることとなることから、この度の改正により、題名を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に改めることとした。また、本則中、喫煙を禁止する者として規定している「満二十年ニ至ラザル者」を「二十歳未満ノ者」に改めることとした。

(2) 未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）の一部改正

飲酒の禁止年齢についても、喫煙と同様の観点から、引き続き20歳未満とすることとした。未成年者喫煙禁止法と同様、この度の改正により、題名を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に、本則中「満二十年ニ至ラザル者」を「二十歳未満ノ者」に改めることとした。

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の一部改正

成年年齢の引下げに伴い、「未成年者」と「児童」が指す対象が同一となることから、インターネット異性紹介事業者の欠格事由について、児童でない未成年者に係る括弧書きの規定を削除することとした。

4 留意事項

(1) 改正内容についての周知等

平成34年4月1日に成年となる年齢が引き下げられた後も、20歳未満の者の喫煙及び飲酒は禁止されることとなる。県民において、誤解や混乱が生じることのないよう、法施行前から各種の活動を通じて改正内容の周知に努め、円滑な施行を図ること。また、たばこ等及び酒類の販売店において、20歳未満の者に対するたばこ等及び酒類の販売防止のための適切な措置が執られるよう必要な働き掛けを行うとともに、関係法令に基づいた的確な取締りに努めること。

(2) 罰則に関する経過措置等

成年年齢の引下げに伴い、18歳又は19歳の者による喫煙又は飲酒に対して制止義務を負う親権者及びこれに代わる監督者は存在しないこととなるほか、施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされていることに留意すること。

別添省略